

ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同24日、ロシアは、ウクライナへの侵攻、侵略を開始した。

今回のロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するものであり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。この事態は、欧州に止まらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

このような力による一方的な現状変更は断じて認められないものであり、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、唯一の被爆国として重ねて非難する。

境港市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権と一体性、そして独立を支持することをあらためて表明し、日本政府に対しては、現地在留邦人の安全確保を求めるとともに、経済制裁や人道支援においてG7をはじめとする国際社会と一致した措置をとることを支持する。

また、ロシアに対しては重ねて、即時の攻撃停止と部隊の撤収を強く求める。
以上、決議する。

令和4年3月15日

鳥取県境港市議会